

J Rサービック労「申」第10号

2024年11月14日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関

### 年休の取得に関する申し入れ

年休の取得は、法律上労働者の権利であり、したがって、会社が労働者に年休の取得を強制したり、または、労働者の同意なく、勝手に年休を指定付与したりすることも権利の侵害として違法である。しかし、鳥飼事業所において、複数人、複数回の規模で、労働者の同意を得ないまま年休を勝手に指定付与する事象が発生した。したがって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

#### 記

1. 労働者の同意を得ないで年休を指定付与した事象を全社的に調査し明らかにすること。
2. 当該者に謝罪すること。
3. 同様の事象が発生しないよう勤務担当者を指導すること。

以 上